

令和 4 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 6 月 27 日 (月)
午前 10 時 00 分
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年6月27日(月)
午前10時00分開会 午前11時05分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町下モ田29番地1
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第12号 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について
 - 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第15号 農用地利用集積計画について
 - 議案第16号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第17号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第18号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第19号 非農地証明(遊休農地)について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - 報告第7号 農地基本台帳の登載について
 - 報告第8号 農業委員会の適正な事務実施のホームページへの公表について
 - 報告第9号 令和5年度農林関係税制改正要望について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一	13 番 高部 宏生
14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉
17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子	

6 欠席委員 9 番 近藤 好幸

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 1 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 6 月総会を開会いたします。
池田職務代理、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、総会を始めます。

「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項の規定に基づき、
近藤会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、
よろしくお願いいたします。

議席番号 9 番 近藤委員から欠席の届出がありましたので、
よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会
は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ
いては、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございません
か。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 5 番河合孝子委員、同 6 番河根則雄委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、8 日の書類説明会、農業委員による現地調査、20 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。補助資料をご覧ください。

農地法第 3 条関係は、変更、取下げ等はありません。

番号 5 番の新規営農の案件について、審査会にて、建てるハウスの面積は 1,800 m²ほどであること、ハウス以外の部分では露地作物の栽培を行うこと、人手は譲受人本人のほか家族や近隣の人の手も借りて営農を行っていく旨を聞き取りました。

本日は議案のほかに資料 1-2 として補助資料番号 3 番、4 番、5 番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

転用関係については、変更・取り下げはありません。

説明会にご質問のあった内容について回答します。

補助資料 5 ページ 5 条番号 16 番の駐車場の案件について、申請地と会社の間には県道があり横断歩道もないため危険ではないかのご意見ありましたが、申請地から東に 150m ほどのところにある交差点の横断歩道を渡り、会社に向かうよう社員に指示するとのことでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1-1-1、1-1-2 議案第 12 号「令和 5 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第12号、資料1-1-1及び資料1-1-2をご覧ください。

令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書についてでございます。

7月11日豊橋市長への意見書提出をひかえ、4月から6月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりました。第4回の農政対策協議会にて最終案としてご承認をいただいたところです。

資料1-1-1は、豊橋市長に提出する意見書でございます。

前文につきましては、その概要は

全国有数の農業算出額を誇る豊橋市においても、貿易自由化による安価な輸入品に対抗するためのコストダウンが農家に強いられ、また国が行う施策も農家の所得向上に結びつかず、営農が脅かされた結果、農業従事者の後継者不足や高齢化が進み、今ある農業の継承が危惧されています。

加えてウクライナ・ロシア紛争の勃発により飼料、肥料、燃料が高騰しており、その不安に拍車がかかっている状態です。

そんな中、農業委員会では、農地利用の最適化推進のため、市や関係機関とともに、10年後に目指すべき農地利用の姿を示した「目標地図(案)」を作成し、また市では、それを使いながら皆で知恵を出し合い「地域計画」を策定していくことで、将来の地域ごとの効率的な農用地の利用を促進し、ひいては国内の食料自給率向上につなげていけたらという思いを持ちつつ、行政と共に新たな仕組みを構築する必要があるので、意見書を提出するものです。

まず、農地の集積・集約についてでございます。

地域の話し合いで、今後の農業のあり方を決めていく「人・農地プラン」の関連で、地域ごとの目標地図を作成していくことになるが、その地域の話し合いの材料となる、市が作成する農地の現況の地図に、ハウス施設などの必要な情報も追加していくなどの支援をお願いしたい。

次に、営農型太陽光発電と農地の集約化についてでございます。

近年、農業振興地域内で営農型太陽光発電の進出が目立ち始めているが、乱立すれば将来的に農地の集積・集約化を阻害する恐れがあるため、影響が出る前に誘導区域の設定を検討されたい。

続いて、遊休農地の解消についてでございます。

長期間耕作されず荒れた農地を、耕作できるまでに復元するのは容易ではありません。そこで、担い手などに使ってもらえるように、従来の支援制度に加えて、土壌改良費用に対する助成制度を検討されたい。

最後に、新規就農者の支援についてでございます。

新規就農者参入要件の中の農地の下限面積が緩和されたことで、定年退職後に就農するケースなどが出てくると思われるが、そのサポート制度として研修などに協力する農家を市で登録し、登録者が持つ技術や農機具などを活用する制度を検討されたい。

豊橋市に対しては以上の4項目について意見を取りまとめました。

資料1-1-2は、愛知県知事に提出する意見書でございます。

こちらも前文に続きまして、遊休農地の解消についてでございます。

後継者不足などで、毎年発生している遊休農地について、今般、国が5年間の遊休農地(緑区分)の解消を目標に掲げて予算を確保しましたが、農地中間管理機構を主体とした事業実施の中でその予算が活用できておりません。このため、農地中間管理機構の監督官庁である県は、この状況を直ちに改善されたい。

愛知県につきましては、以上1項目について意見を取りまとめました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

水野委員 遊休農地発生防止対策の部分で、人農地プランを使って飼料作物を作る農地を区別できるよう特区のようなものをつくって区別していくことはできないかといった意見を入れてほしい。

事務局 7月11日豊橋市長への意見書提出の場で、市長との懇談の際に口頭にてご意見をいただきたいと思います。

水野委員 承知した。

議 長 他に意見はありませんか。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。

これより、採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。併せて、今後、誤字や

文章に修正が必要なときは、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

それでは、豊橋市長あての意見書は7月11日月曜日に提出していくことにいたします。

また、愛知県知事あての意見書は、今後事務局が日程を調整して提出していくこととします。

なお、豊橋市長あての意見書の提出は7月11日月曜日の午前10時からです。午前9時30分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では「働きやすい服装での勤務の推奨」を行っていますので、状況に応じた適切な服装で結構ですが、ジャケットなどの上着はご持参ください。なお、ネクタイは不要です。

当日は、日向会長職務代理者の進行により、初めに陶山委員が前文を朗読します。そして、それぞれの項目について、松井委員、高部委員、小林尚美委員に説明して頂きます。その後、懇談に入ります。

なお、以前に事務局から、全体で45分と説明がありましたが、都合により全体で30分の予定と短くなりましたので、当日の説明はできる限り簡潔にお願いします。

議長

資料1議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から12番の12件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第13号、1ページをご覧ください。

番号1番から12番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可
 することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議 長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
 続きまして、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申
 請について」を議題といたします。
 番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第14号、3ページをお願いします。
 番号1番から18番までの18件につきましては、書類説明会時に
 ご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満た
 し、問題ないことが見込まれます。
 補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義
 はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、
 隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は
 番号1番、3番から6番、8番から14番、16番、18番です。隣接地
 が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2
 番、7番、15番・、17番です。一時転用については、該当ありま
 せん。詳細については、議案をご覧ください。
 以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と
 して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに
決しました。

議 長 続きまして、議案第 15 号「農用地利用集積計画について」を
議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番の 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 15 号農用地利用集積計画について、説明
させていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、5 月 27 日開催の農地
銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕
分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があっ
た所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしました
ので、農業経営基盤強化促進法第 18 条農用地利用集積計画の作
成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
今回の案件につきましては、3 件 3 筆 5,601 m²でございます。
これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている
ものと判断いたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりで
す。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を
打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して
異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり決しました。
続きまして、議案第 16 号「農業振興地域整備計画のうち、農
用地利用計画変更について」を議題といたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長、議案第 16 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 6 件、面積 11,101 m²、編入 3 件 8,859 m²です。今回の案件につきましては、5 月 12 日木曜日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、5 月 20 日金曜日の農地審査会において、本日の農地総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、1 番が地域密着型介護老人福祉施設、2 番が自動車整備工場、3 番が認定こども園の分園、4 番が資材置場、5 番が分家住宅、6 番が農家住宅の計 6 件となります。編入案件の目的としましては、集団的農地への編入が 3 件となります。除外、編入を合わせ 9 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 農業振興地域整備計画の策定または変更の第 1 項及び第 4 条の 5 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の第 1 項第 27 号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいま市農業企画課の説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての、農業委員会の意見は、同意する旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

議長

続きまして、議案第 17 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第17号8ページをご覧ください。

議案第17号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議長 続きまして、議案第18号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第18号9ページをご覧ください。議案第18号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この8件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案第 19 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番 2 番の 2 件を一括上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 19 号 11 ページをご覧ください。
番号 1 番、2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件、及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 35 番までの 35 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。番号 1 番は役員要件を満たしていなかったため、要件を満たすよう指導を行いました。次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 20 ページ 7 番までの 7 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 21 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番 2 番は宅地課税、3 番は農業用施設課税でした。次に 22 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 5 番の 5 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は、昭和 45 年頃に住宅を建設する目的で転用許可を取得し住宅が建築されている土地ですが、当時の許可面積と現状の登記面積がずれており、法務局で疑義があった案件です。原因としては、換地の際にずれてしまった様子。今回、現況証明の要領に照らし確認したところ、要件を満たしておりますので、非農地と判断しました。

番号 2 番と 3 番は、令和 3 年に転用許可済みの土地に対する照会です。現地調査を行ったところ、転用目的どおり工事されておりましたが、完了報告が未提出でしたので、取扱い上農地性あり

と回答しました。回答後、完了報告が提出され許可目的どおり施行されたことを確認しています。

番号4番5番は、平成9年に転用許可した土地ですが、当時の転用者と現在の使用者が違うため照会があったものです。現況は農地ではなく、調査した結果、当時の転用許可も履行されたものと考えますので、非農地と判断しました。

5件ともに事務局長名で回答しました。次に23ページをお願いします。

報告第7号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、6月24日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に添付資料1-3をお願いします。

報告第8号は農業委員会の適正な事務実施のホームページへの公表についてです。農業委員会法第37条で農業委員会は農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられています。内容としては〔令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価〕〔令和4年度最適化活動の目標の設定等〕となっており、令和4年度分については既に5月27日の総会時に概要を報告したもので説明を省略します。また、令和3年度分については、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化及びⅣ遊休農地に関する措置に関する評価の2項目について目標を達成することが叶いませんでしたが、その他項目については概ね適正な活動を行った内容となっております。なお、農業委員会のHP等への掲載については、令和4年度分は5月中に行っておりますが、令和3年度分についてはこの後速やかに掲載する予定です。次に添付資料1-4をお願いします。

報告第9号は、令和5年度農林関係税制改正要望についてです。令和5年3月末までとなっている、A重油に対する石油石炭税の特例措置及び農業に使用する軽油引取税の免税措置の恒久化を要望するため、愛知県農業会議あて提出をいたしました。

報告は以上です。

議 長

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行

運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 40 分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前 10 時 44 分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 11 時 05 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年6月27日

議 長
(会長職務代理者 池田 和浩)

議事録署名者
(5番 河合 孝子 委員)

議事録署名者
(6番 河根 則雄 委員)